

豊中市防災無線管理運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市が地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び国民保護計画に基づく国民保護措置に係る事務その他の事務において、円滑な通信の確保を図るために設置するとよなか同報通信システム及びとよなか移動通信システム（以下「防災無線」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号、以下「法」という。）及び関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは含まない。
- (2) とよなか同報通信システム 住民に対し防災情報、その他の情報を無線により伝達するための設備であって、(財)移動無線センターが運用する900メガヘルツ帯のデジタルMCA（マルチ・チャンネル・アクセス）陸上移動通信システムを活用した同報系のシステムをいう。
- (3) とよなか移動通信システム 非常災害時などに市の機関、防災関係機関及び生活関連機関が応急対策活動、救援・救護活動等に必要な情報を無線で収集又は連絡するための設備であって、(財)移動無線センターが運用する900メガヘルツ帯のデジタルMCA（マルチ・チャンネル・アクセス）陸上移動通信システムを活用した移動系のシステムをいう。
- (4) 同報親局 特定の2以上の送受信設備に対し、デジタルMCA陸上移動通信（以下「MCA通信」という。）により同時に同一内容の通報を送信する同報系固定局をいい、通信の運用を総合的に管理、統制するために市庁舎に設置する無線局をいう。
- (5) 同報補助局 同報親局の機能を分掌する同報系固定局をいい、豊中市消防局に設置する無線局をいう。
- (6) 遠隔制御装置 同報親局と有線で接続され、同報親局の一部機能を遠隔で制御し、操作する同報系の装置をいう。
- (7) 同報子局 同報親局又は同報補助局のMCA通信の相手方となる屋外に設置する送受信設備をいう。
- (8) 同報系 同報親局又は同報補助局と同報子局との間の通信系をいう。
- (9) 指令局 移動局をMCA通信の相手方として、市庁舎に設置する移動しない移動系無線局をいう。
- (10) 副指令局 同報子局をMCA通信の相手方として、市庁舎に設置する移動しない移動系無線局をいう。
- (11) 移動局 陸上を移動する携帯型、可搬型及び特定の場所に常置する半固定型の無線局をいう。

- (12) 内部局 市の機関に設置する移動局をいう。
- (13) 一般局 防災関係機関及び生活関連機関に設置する移動局をいう。
- (14) 移動系 副指令局と移動局又は同報子局との間及び移動局と同報子局との間並びに移動局又は同報子局相互間のMCA通信を行う通信系であって、市の機関、防災関係機関及び生活関連機関において運用されるものをいう。
- (15) デジタルMCA陸上移動通信 一定の区域において2以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうち、デジタルMCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であって、デジタル方式により2以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局又はデジタル指令局（デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる無線通信及びその無線通信を中継するためにデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。
- (16) コミュニティ放送 同報子局に装備する拡声器を使用して当該同報子局の周辺住民に対して当該地域に限った情報伝達を音声により行うことをいう。

（総括管理者）

第3条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、危機管理監をもって充てる。
- 3 総括管理者は、防災無線の管理及び運用に関する業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

（管理責任者）

第4条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、危機管理課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災無線の管理及び運用の業務を所掌するとともに、通信担当者及び管理者並びに内部局の無線設備を操作する者（以下「通信取扱者」という。）を指揮監督する。

（通信担当者）

第5条 無線局に通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、危機管理課の職員であって、無線従事者の資格を有するもののうちから管理責任者が指名する。
- 3 通信担当者は、管理責任者の命を受け、防災無線の管理及び運用の実務を行う。
- 4 通信担当者は、通信取扱者を監督する。

（管理者）

第6条 同報親局、同報補助局、同報子局、遠隔制御装置、指令局、副指令局及び内部局のそれぞれに管理者を置く。

- 2 同報親局、同報子局、指令局及び副指令局は危機管理課長、同報補助局は消防局指令情報課長、遠隔制御装置又は移動局を配置した部課等は当該部課等の課長等を充てる。
- 3 管理者は、管理責任者の監督のもとに、部課等に配置した移動局の運用に関する業務

を分掌し、所属する通信取扱者を指揮監督する。

(通信取扱者)

第7条 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とし、管理者の命を受け、通信担当者の監督のもとに、電波関係法令を遵守し、これに基づいた無線局の運用を行う。

(通信の原則)

第8条 通信に当たっては、法及び関係法令を遵守しなければならない。

2 通信は、次に掲げる業務の処理に利用されなければならない。

- (1) 防災及び国民保護に関する業務
- (2) 防犯に関する業務
- (3) 平常時における行政広報及び地域情報広報に関する業務
- (4) 移動系における相互連絡に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

3 通信は、簡潔明瞭に3分以内に行わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 無線局の業務に従事し、又は従事したものは、その職務上知り得た内容を他人に漏らしてはならない。

(備付書類の管理)

第10条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用は、総括管理者が別に定める。

(協定)

第12条 とよなか移動通信システムの円滑な運用を図るため、市は、防災関係機関及び生活関連機関と無線局の管理運用に関する協定を締結し、一体的な運用を行う。

(無線設備の管理)

第13条 総括管理者は、無線局の機能確保のため、定期的に無線設備の点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

2 管理者は、常に無線設備の運用状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるように運用しなければならない。

3 無線設備の位置を変更する必要があるとき、その他管理上支障が生じたときは、管理者は、書面により速やかにその旨を管理責任者に報告し指示を受けるものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害又は緊急の事態の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、通信訓練を実施するものとする。

2 訓練は、とよなか同報通信システムにあつては市民への警報、通報等の伝達訓練を、とよなか移動通信システムにあつては情報収集及び伝達訓練を重点として、行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、通信取扱者等に対し法及び関係法令、無線設備の取扱い等につ

いて研修を行うものとする。

(通信統制)

第16条 総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、通信統制を行うことができる。

2 事故その他の理由により、総括管理者が前項の通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

(事故時の措置)

第17条 管理者は、無線設備に故障が生じたときは、直ちにその旨を管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 管理責任者は前項に基づく報告を受けたときは、遅滞なく当該無線設備の復旧に必要な措置を取らなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。